

## 姫路野球協会「少年・学童野球」運営に関する取決め事項

姫路野球協会

平成28年1月23日

### (目的)

第一条 アマチュア・スポーツとしての正しい軟式野球の普及と健全なる発展を計る目的で、姫路野球協会（以下「協会」という。）がこれを組織化し事業の運営にあたるものである。

### (事業年度)

第二条 協会の事業年度は、特別の事由のある場合を除き、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

### (チーム登録)

第三条 協会に入会できるチームは、姫路市、神崎郡に所在し、かつ第十三条の規定に該当する者以外の者で組織した、次のいずれかに該当する軟式野球チームとする。

- (1) 少年部、中学生で編成されたチーム
- (2) 学童部、小学生で編成されたチーム

第四条 協会に入会しようとするチームは、成人（20才以上）の責任者（男女を問わない）をチームの代表者として届出なければならない。

- (1) チームの代表者は、当該チームに関する一切の責任を負うものとする。
- (2) チームの代表者は、その登録事項に異動のあったときは、第十四条の規定の場合を除き、直ちにその旨を届出なければならない。
- (3) 登録事項のうち、チーム連絡受取人の住所または氏名の変更を希望するときは、別に定める手数料をその届出と同時に納入しなければならない。

第五条 協会に入会しようとするチームの代表者は、所定の用紙に所要事項を記載し、登録料を添えて登録の申請をしなければならない。

- (1) チームの登録は、年度毎に更新する。
- (2) 登録料の金額については、別に定める。

第六条 前条第1項の規定により登録を申請するチームは、少年野球チームにふさわしくないチーム名及び服装は避けなければならない。この場合協会が必要と認めるときは、登録の手続きを拒否。またはチーム名及び服装の変更若しくは修正を求めることができる。

第七条 登録されたチーム名は、特別の場合を除き、当該年度中は変更することはできない。

### (登録チーム)

第八条 協会に登録を完了したチーム（以下「チーム」という。）には、協会の主催する大会（以下「大会」という。）に参加出場する資格を与える。

第九条 チームの編成は、家庭保護者の同意を得た第3条に該当する居住者をもって編成しなければならない。

第十条 チームの所属選手として、登録できる人員は姫路大会のみ25名以内とする。

- (2) 登録された選手（以下「選手」という。）以外の者は、大会に出場できない。

第十一条 選手は、一つのチーム以外には登録することはできない。

(登録選手)

- 第十二条 選手は、次の場合を除き、当該年度中は所属チームを変更することはできない。
- (1) 居住地移転により第九条の規定に抵触することになったとき。
  - (2) 所属チームが正式に解散届を提出したとき。
  - (3) その他協会がやむを得ない事情があると認めたとき。
  - (4) 追加登録選手、抹消選手、背番号変更は各大会毎の受付の際でなければ変更は認められません。
  - (5) 大会受付の際に抹消しても、同一大会に登録することはできませんが、次の大会には登録することができます。但し、再登録し抹消した場合は、その年度中は協会所属チームには登録することはできません。
- 第十三条 次に掲げる者は、選手として登録することはできない。
- (1) 中学校体育連盟野球部に現に登録している者
  - (2) 少年硬式野球チームに現に登録している者
  - (3) 家庭保護者の同意のない者
- 第十四条 選手の登録追加及び抹消・背番号変更は各大会の参加申込みの際、別に定める参加申込書に記載し申請することができる。但し、選手の人員は第十条に規定する 25 名を超えることはできない。
- (2) 選手登録追加については、追加選手 1 名毎に別に定める手数料を添えて、申請と同時に納入しなければならない。

(監督・コーチ)

- 第十五条 チームは、プレイ上の責任者として監督を置かなければならない。但し代表者は兼務できる。
- (2) チームは監督の補佐役として、2名のコーチを置くことができる。
- 第十六条 監督・コーチは、登録しなければならない。この場合、第十条に規定する 25 名の枠外で登録できる。
- 第十七条 監督・コーチは、少年野球の指導適任者でなければならない。
- (2) 監督・コーチは、ただ単に技術の指導のみでなく所属選手の健康管理、安全管理などに細心の注意を払い、怠ってはならない。
- 第十八条 監督・コーチは、チームと同一のユニフォームを着用しなければならない。
- (2) 監督・コーチの、ベースコーチは許されない。
  - (3) 監督・コーチは、ボールデッド(タイム)中及び第二十三条の規定以外はベンチを離れることは許されない。

(大会運営)

- 第十九条 各階級別の大会日程は、事業年度毎に定め各事業年度の当初に発表する。
- (2) チームには、各大会の前に開催案内と参加申込書を郵送通知する。
- 第二十条 大会に参加しようとするチームは、参加申込書に大会参加料の振替払込領収書を貼付、指定期日までに指定場所へ郵送(FAX可)申し込まなければならない。
- (2) 大会参加料の金額については、別に定める。
- 第二十一条 試合日時及び球場は、決定の都度ホームページに掲載する。
- 平成 22 年度より FAX での試合通知は、特別の場合を除き致しません。ホームページを利用して下さい。

ホームページアドレス：<http://www.eonet.ne.jp/~hyc/>

神戸新聞朝刊姫路欄の試合日程を参照下さい。

(試合運営)

第二十二條 試合中ベンチに入れる者は、登録されている監督、コーチ、選手、スコアラー（1名）、マネージャー（1名）チーム代表者のみとする。

第二十三條 試合中の抗議権は、監督及び当該プレイヤー以外は許されない。

※規則上に関する事については、当該審判員の外（控審判員を含む）で解決する。

第二十四條 大会の試合は、7回、または、90分ゲームとする。但し、5回終了時、7点以上の得点差のあるとき、または、5回終了後、7点以上の得点差を生じたときは、コールドゲームを適用する。

第二十五條 **大会の試合は7回、試合時間は90分以内とする。但し、同点の場合は、延長戦とし、タイブレーク方式は8回又は(90分過ぎの回から)(無死満塁・打順は監督の選択)とし同点の場合は後の1回は継続打順で行い勝敗がつかない場合は抽選とする。  
(タイブレーク方式は2イニングまでとする。)**

第二十六條 日没、降雨その他の事情で試合の続行が困難と審判員が判断したときは、特別の場合を除き、試合回数にかかわらず、コールドゲームを適用せず特別継続試合として後日行う。

特別継続試合を後日に行う場合は当日試合前提出された、打撃順は変更できないが登録名簿に記載されている選手は追加申請できるものとする。

(2) 特別継続試合の日時及び、球場の通知については第二十一条を準用する。

第二十七條 代表決定戦に限り、第二十五条の規定にかかわらず、次に掲げる方法で勝敗を決する。

(1) 試合は7回、試合時間は100分以内とする。但し、延長戦はタイブレーク方式は8回又は(100分過ぎの回)から（無死満塁・打順は監督の選択）とし、同点の場合は後の1回以降は継続打順で行い、勝敗がつかない場合は抽選とする。**(タイブレーク方式は2イニングまでとする。)**

(2) 7回終了前、または延長戦が日没、降雨等で続行不可能となった場合には前条を準用する。但し、日程に余裕が無い場合は、回数に関係なく終了した均等回の得点で勝敗を決する。尚、同点のときは抽選とする。

第二十八條 試合前の守備練習（シートノック）は、大会運営の関係上特別に定める場合を除き、行わない。

第二十九條 チームは、試合前に未使用の当該大会使用球2個を試合球として提出しなければならない。

(2) 試合中のファウルボール、及びグラウンド外にでた試合球は、攻撃チームが責任をもって回収し、速やかに球審に届けなければならない。

(3) 前項のファウルボールその他が見当たらないときは、攻撃チームが補充する責を負うものとする。

(4) 試合球は、試合終了後当該チームに返却するものとする。

(登録選手服装及び装具)

第三十條 チームおよび選手は、野球規則に定められた事項の外に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ユニフォームは、両袖同一でなければならない。左袖には県市町名以外はつけてはならない。但し、近畿大会、全国大会出場の際は左袖に兵庫の文字をいれること、また、文字はローマ字、日本字どちらでもよいが、文字の大きさは4.0cm～4.5cm程度とする。  
ユニフォームパンツは裾幅の広いストレートタイプの着用を禁止する。

- (2) 同一チームの監督、コーチ、選手は、ユニフォーム、帽子、アンダーシャツ、スパイク共チーム全員が、同色、同形、同意匠のものでなければならない。また、ストッキングは全員同色のものであること。
- (3) ユニフォームには、0番から30番までの背番号を必ず付けること。その際、監督30番、コーチ29番、28番、主将10番に統一する。
- (4) 背番号の上に選手名を付けてもよいが、その場合はチーム全員が付けなければならない。但し、ローマ字で姓のみとする。同姓のいる場合は名の頭文字をいれる。
- (5) 胸のチーム名は、日本字、ローマ字どちらでもよい。胸にマークを付けてもよい。
- (6) チーム名の下、および右袖には社章又は商標などのマークを付けてもよい。※左袖は不可。
- (7) 捕手は、公認マスク、レガース、プロテクター、捕手用ヘルメットを着用のこと。捕手およびブルペンの捕手はファウルカップを着用すること。
- (8) 打者、次打者及び走者、ベースコーチも両側にイヤーフラップのついた公認ヘルメットを着帽のこと。
- (9) ヘルメットは連盟公認のもので、全個数同色、同意匠のものでなければならない。
- (10) 学童部は金属製のスパイクの使用を禁止する。

(規律)

- 第三十一条 次に掲げる行為に対しては、それぞれ各号に定める措置をする。
- (1) 試合を途中で放棄したチームは、理由の如何を問わず除名または出場停止等それ相当のペナルティを科す。
  - (2) 審判員または選手（以下この項ではチーム代表者および監督・コーチを含む）に対して、暴行または、これに類する威圧的行為のあった選手およびスポーツマンらしくない言動のある選手は、直ちに退場を命じ、出場資格の停止または訓戒等それ相当のペナルティを科す。尚、必要に応じてチームにもそれ相当の処置をする。
  - (3) ゴミ放棄、バケツ不携帯、飲酒・酒類持ち込み等については、チームへのペナルティを直ちに科す。
  - (4) 応援団の行為についても当該チームの責任とする。
- 第三十二条 第十条 2 項および、第十一条並びに、第十三条の規定に違反した選手（以下「不正選手」という。）を試合に出場させたチームに対しては、出場停止等それ相当のペナルティを科す。
- (1) 試合中に発覚すれば直ちに試合の進行を停止し、相手チームに勝利を与える。
  - (2) 試合終了後に発覚した場合は、次の対戦チームに勝利を与える。
  - (3) 個々の選手の不正は、チームの責任とする。
- 第三十三条 不正選手の確認が難しい場合は、当日の試合は挙行し、次の試合までに審査し、不正選手であった場合は、前条第1項、第2項、第3項の措置を準用する。
- 第三十四条 試合開始時刻に、グラウンドに入場しないチームおよび選手が9名に充たないチームは棄権とみなし相手チームに勝利を与える。
- 第三十五条 各種大会代表決定戦の試合に出場したチームは、代表になってから辞退することができない。尚、代表チームのメンバーは、代表決定戦時と同等でなければならない。
- 第三十六条 この規定の定めに違反している事実が発覚したチームは、その事情に応じてそれ相当の措置をする。

(大会規則)

- 第三十七条 大会の使用球は、公認軟球 C 号とする。
- 第三十八条 学童部の投手は、変化球を投げることを禁止する。
- 第三十九条 この規定に定めない事項の以外は、全日本軟式連盟競技者必携、及び公認野球規則を準用する。

(附則)

- 第四十条 各種大会抽選会が開催される場合には、監督または代理者が出席しなければならない。代理抽選は、特別の場合を除き認められません。
- (2) 大会参加料納入済みチームについては参加を認める。
- 第四十一条 オーダー表（先発メンバー表）について、試合開始前にはグラウンドに全員集合し、オーダー表（4部）を試合開始時刻の 40 分前に提出すること。試合当日の控選手も正確に記載し、必ず”ふりがな”をつけること。提出（相互交換した）後のメンバーの変更は認められない。
- 第四十二条 試合日程の考慮については、大会運営上原則としてチームの都合を加味することはできかねるが、不都合な試合日については、2 週間前までに事務局宛に文書、または FAX をもって申出のあったものに限る。大会運営に支障のない範囲で考慮するものとする。但し、他の大会（協会以外の大会）に出場する場合は考慮できかねますので、ご承知おき下さい。
- 試合日程発表後は理由の如何に問わず特別の場合を除き変更できない。学童チームは、第一試合は、第二試合両チームより墨審 1 名提供、第二試合は第三試合の両チームより、2 名を順次提供するものとする。但し 最終試合は協会審判員が担当する。
- 第四十三条 試合に棄権する場合は、当日朝までに協会へ連絡すること。